

2019年2月25日

関係各位

野村アグリプランニング&amp;アドバイザー株式会社

## 「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」の策定について

近年、ICTにより農業現場における生産ノウハウ等を形式知化し知的財産として活用する取り組みや、データを活用してより生産性の高い農業を推進する取り組みが進みつつあります。IoTやAI等により蓄積されたデータについては、政府全体でその知財保護方策についての検討が進められています。

農業分野において今後データ利活用の加速度的な拡大が見込まれ、農業現場の実態に沿ったデータの提供・利活用のルールを整備する必要があることから、農林水産省はこのたび、有識者等で構成する検討会での議論を経て、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」(以下「本ガイドライン」)を策定しました。

野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社(取締役社長:太野敦幸、以下「当社」)は、平成29年度食品産業等生産性向上緊急支援事業の補助金を受けて「農業データ知財保護・活用推進事業」を実施し、農業データ連携基盤協議会や法律事務所等と連携して本ガイドラインの原案(以下「本原案」)を作成しました。そして、前述の農林水産省主催の検討会に本原案を提示し議論に供することで、本ガイドラインの策定に貢献しました。

当社は2010年の設立以来、アグリビジネスに関するコンサルティング等のソリューション提供や6次産業化の推進等に取り組んでいます。今後も、高度な知識とノウハウを活かしてサービスを拡充し、農林水産業の発展やアグリビジネスを通じた地域活性化に貢献していきます。

本ガイドラインの詳細につきましては、農林水産省のホームページをご参照ください。

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_data/deta.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/deta.html)

以上